

平成29年度  
集団指導資料  
(障害福祉サービス等共通編)

平成30年3月  
岡山市保健福祉局事業者指導課

## **適切な事業運営のために**

### **<基準条例> (他、解釈通知)**

#### ○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### ○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### ○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### ○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

### **<報酬告示> (他、留意事項通知)**

#### ○障害福祉サービス(施設入所支援を含む。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

#### ○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

#### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ (運営：岡山市)

[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\\_00003.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html)

# 平成29年度集団指導資料（共通編）・目次

日時：平成30年3月19日・20日・22日・23日  
場所：岡山ふれあいセンター・三木記念ホール

1	指導監査について	1
2	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について (新サービスの概要、共生型、情報公表制度)	2
3	平成30年度報酬改定の概要について	2
4	変更届、廃止・休止届について	4
5	体制等に関する届出書について	5
6	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	5
7	福祉・介護職員処遇改善加算について	6
8	障害者虐待防止について	8
9	その他の関連情報 (サビ管・児発管の猶予措置、難病の拡大)	9
10	その他連絡	9
11	資料	11

## 1 指導監査について

### 障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

#### 1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

##### (1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

##### (2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

###### ○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

###### ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

#### 2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動

的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

### 3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

---

---

## 2 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部が平成28年5月25日改正され、平成30年4月1日に施行されます。

### 《主な改正点》

- (1) 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- (5) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- (6) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (7) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (8) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- (9) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (10) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

（P12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）参照）

---

---

## 3 平成30年度報酬改定の概要について

### 1 基本的考え方

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- (2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
- (3) 精神障害者の地域移行の推進
- (4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- (5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

## 2 地域区分の見直し

岡山市内にある事業所については、平成30年4月利用分(平成30年5月請求分)から、地域区分が変更になります。

国保連への請求の際は、システムの地域区分コードの変更を行ってください。地域区分が異なりますと、請求ができない可能性がありますので、ご注意ください。なお、今回の地域区分の変更に関して、変更届を提出する必要はありません。

### 【対象サービス】

		平成30年3月 まで	平成30年4月 以降
障害福祉サービス	居宅介護	6級地	7級地
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	施設入所支援		
	自立訓練(機能訓練)		
	自立訓練(生活訓練)		
	就労移行支援		
	就労継続支援A型		
	就労継続支援B型		
	就労定着支援		
自立生活援助			
共同生活援助			
計画相談支援	6級地	7級地	
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	6級地	7級地	

### 【その他】

級地が変更になっても、報酬の1単位の単価(例:居宅介護10,18円等)はこれまでと変更ありません。

(P78 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容参照)

## 4 変更届、廃止・休止届について

(1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出する必要があります。

ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

《提出する書類》

ア 変更届

イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

《変更届出が必要な事項（例）》

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所

ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図

オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所

カ 運営規程

キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

ク 役員の氏名、生年月日及び住所

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前（入所施設は3月以上前）までに、届け出てください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

ア 廃止し、又は休止しようとする年月日

イ 廃止し、又は休止しようとする理由

ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項

(ア)現にサービスを受けている者に対する措置

(イ)現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書

(ウ)引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業者の名称

エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

《提出する書類》

ア 廃止・休止・再開届出書

イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

---

---

## 5 体制等に関する届出書について

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成 18 年障発第 1031001 号）

### (1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

### (2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出する書類》

ア 変更届出書

イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）

ウ 体制等状況一覧表

エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

---

---

## 6 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

### 障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

(1) 平成 24 年 4 月 1 日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）

には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。

これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令順守に取り組んでください。

なお、実地指導の際に業務管理体制について検査を行います。

- (2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

- ア 法人の種別、名称
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- ウ 代表者の氏名、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区 分	届 出 先
①事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
②すべての事業所等が一の市町村・指定都市（岡山市）の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①および②以外の事業者	岡山県（各県民局健康福祉部健康福祉課）

## 7 福祉・介護職員処遇改善加算について

### 1 平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算の算定について

- (1) 平成30年4月から（引き続き）福祉・介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業者は、平成30年2月末日までに関係書類をご提出いただいたところです。既に通知しましたが、先般、国から通知があり、平成30年度当初の特例で、平成30年4月10日（火）まで申請を受付ます。現在、未提出の事業者で、当該加算を算定しようとする場合は、期限までにご提出ください。

- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。

なお、就労定着支援及び自立生活援助は、算定対象外サービスです。

## 2 平成29年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告について

- (1) 平成29年度に当該加算を算定している事業者は、平成30年7月末日までに、実績報告書を提出してください。

- (2) 別紙様式5の③「平成29年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額」には、平成29年4月～平成30年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入してください。

- (3) つまり、国保連における平成29年5月～平成30年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになります。

＜国保連から通知されている金額を足しあげること。＞

(P80 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ参照)

- (4) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。（差額の返還ではない。）

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。

- (5) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

## 3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることできません。

平成29年3月28日付け厚生労働省通知（抜粋） 障害者総合支援法事業者ハンドブック報酬編 P840

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、8(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

- (2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

(問62) 平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

(答) よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

- (3) 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

---

## 8 障害者虐待防止について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

### 〈虐待防止の取組（設置者・管理者向け）〉

- ア 虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備。
- イ 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。  
特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き※」を必ず読むこと。
- ウ 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- エ 密室化した場所を極力作らない。

オ 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

(P 8 1 障害者虐待の未然防止・早期発見等について参照)

---

---

## 9 その他の関連情報

### 1. 相談支援の充実について

(P 8 6 相談支援の充実について状況参照)

### 2. 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて

(P 8 8 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて参照)

---

---

## 10 その他連絡

### 1. 各種書類の提出期限について

#### (1) 変更届・体制等に関する届出書

**平成30年4月10日（火）必着**

今年度新しく創設された加算や見直された加算もあることから、平成30年4月10日までに届出があった場合は、例外的に平成30年4月1日から算定できる取扱いとします。

平成30年4月10日を過ぎて提出されますと、平成30年6月1日から算定となります。

#### (2) 平成29年度福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書

**平成30年7月31日（火）**

### 2. 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講じるとともに、速やかに利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。(P 9 3～「利用者事故発生時の対応について」参照)

### 3. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。(P 9 2参照)

### 4. 厚生労働省からの通知等について

今後、厚生労働省から発出される通知等については、随時ホームページ上で公開してい

きます。

また、通知等の内容によっては、本日の集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

(岡山市事業者指導課ホームページ)

[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\\_00003.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html)

# (参 考 资 料)

# (1)障害者総合支援法の施行について

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

### 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

### 概要

#### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

#### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居室を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

#### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

### 施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の整備について

## 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。)の施行に伴い、関係政省令の整備を行う。

## 概要

※赤字が政省令事項

### 1. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減の対象者の要件について

長期間相当障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、相当介護保険サービスの利用者負担をゼロに(償還)する対象者の要件を定める。

#### 【対象者の要件】

- ・相当障害福祉サービスの利用期間：**5年間**(入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けなかった期間を除く。)
- ・対象となる相当障害福祉サービス：**居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所**(基準該当サービスを含む。)
- ・対象となる相当介護保険サービス：**訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護**  
(これらに相当するサービスを含む。)
- ・所得要件：**低所得又は生活保護受給者**
- ・障害支援区分：**2以上**
- ・その他：**65歳までに介護保険サービスを利用していない**(※)

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

### 2. その他の規定の整備について

- (1) **重度訪問介護**について、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所**においても一定の支援を可能とする。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する**保育所等訪問支援**について、**乳児院、児童養護施設**の障害児に対象を拡大する。
- (3) **児童発達支援及び放課後等デイサービス**の事業所の指定について、指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において行うこととする。
- (4) 一部改正法により創設された、障害福祉サービス事業所の事業内容等の**情報公表制度**について、**公表事項等**を定める。
- (5) その他必要な規定の整備を行う。

# 平成30年度

## 障害福祉サービス等における新サービス等の概要

(1)	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容	15
(2)	グループホームの新たな種類の創設（日中サービス支援型）	16
(3)	新サービスの対象者・サービス内容等について	20
①	「就労定着支援」の創設	21
②	「自立生活援助」の創設	24
③	「居宅訪問型児童発達支援」の創設	27

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就22労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

# 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
  - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）

※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
：	：

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

# 新たな類型「日中サービス支援型共同生活援助」の創設①

## 基本方針（案）

- 常時介護を要する者に対して、**常時の支援体制を確保**することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うものでなければならない。

## 運営の基準（案）

### （1）実施主体

**短期入所（併設事業所又は単独事業所に係るものに限る。）を行う者でなければならない。**

### （2）介護及び家事等

**常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。**

### （3）社会生活上の便宜の供与等

利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

### （4）協議の場の設置等

地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

# 新たな類型「日中サービス支援型共同生活援助」の創設②

## 人員の基準（案）

- ① 共同生活住居ごとに、**夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者**（宿直勤務を除く。）
- ② **世話人** 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数 **利用者の数を5で除した数以上**
- ③ 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数（イ～二の合計数以上）
  - イ 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数
  - ロ 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数
  - ハ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数
  - ニ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ※②③は常勤換算方法で計算
- ④ サービス管理責任者 利用者の数が30以下 1以上 等

## 設備の基準（案）

- (1) **共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。**

ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- (2) **共同生活住居は、1以上のユニットを有することとし、ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。** 等

# 新たな類型「日中サービス支援型共同生活援助」の創設③

## 運営規程で定めるべき重要事項（案）

- ※ 共同生活援助の規定を準用する予定
- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 入居定員（ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものあり、それぞれ定めること。）
- ④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 入居に当たっての留意事項
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 非常災害対策
- ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑨ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- ⑩ その他運営に関する重要事項

## 新サービスの対象者・サービス内容等について

一部改正法により創設された新サービスについて、対象者、サービス内容等を定める。

	就労定着支援	自立生活援助	居宅訪問型児童発達支援
サービス概要	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
対象者	<b>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援</b> を利用して一般就労した障害者	<b>定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者</b> かつ <b>居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者</b>	A又はBかつC A 重度の障害の状態(法定事項) <b>B(a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態(=医療的ケア児)</b> <b>(b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある</b> C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)
利用期間	<b>3年間</b> (1年ごとに支給決定期間を更新)	<b>1年間</b> (適当と認められる場合には更新可)	—
サービス内容	・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項) ・ <b>雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援</b>	・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・ <b>関係機関との連絡調整</b> ・ <b>その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助</b>	<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施</u>  ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。
<b>施行期日</b>			

# 「就労定着支援」の報酬の設定

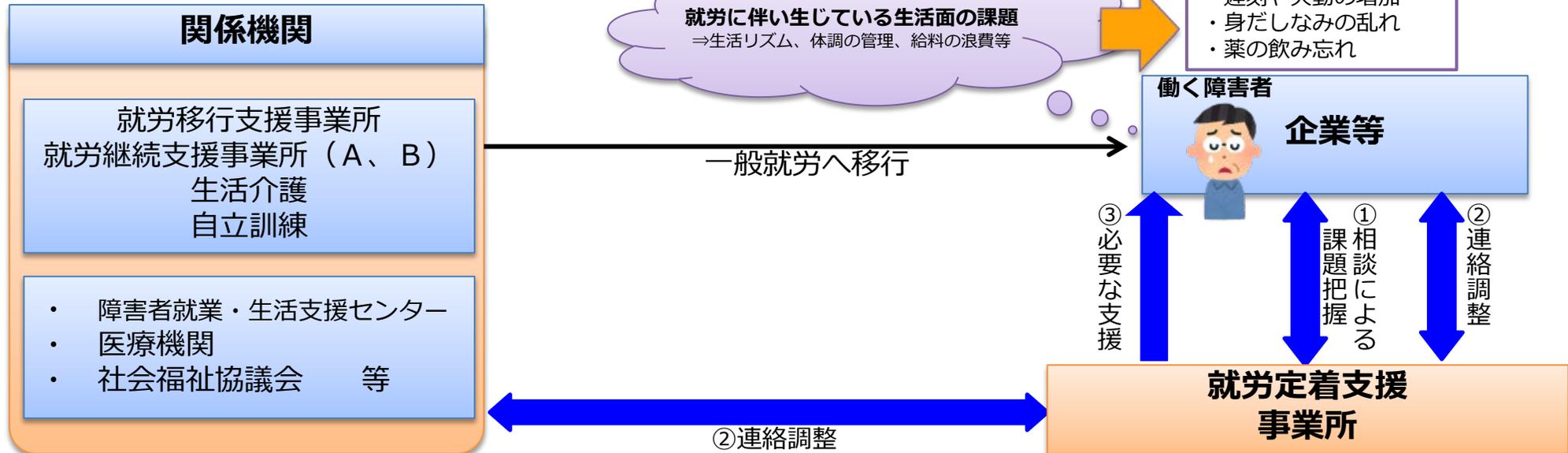
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

## 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

## 支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。  
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



## 基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。  
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※  
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

# 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設①

## 人員の基準（案）

- ① 就労定着支援員 常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上
- ② サービス管理責任者 利用者の数が60以下 1以上 等

## 運営の基準（案）

### （1）実施主体

過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

### （2）職場への定着のための支援の実施

- ① 利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、利用者等に対して、雇用に伴い生じる各般の問題に関するの相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。
- ② 利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、**1月に1回以上当該利用者との対面**により行うとともに、**1月に1回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問**することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。 等

# 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設②

## 運営規程で定めるべき重要事項（案）

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- ⑧ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑨ 成年後見制度の活用支援
- ⑩ 苦情解決体制の整備
- ⑪ その他運営に関する重要事項

# 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

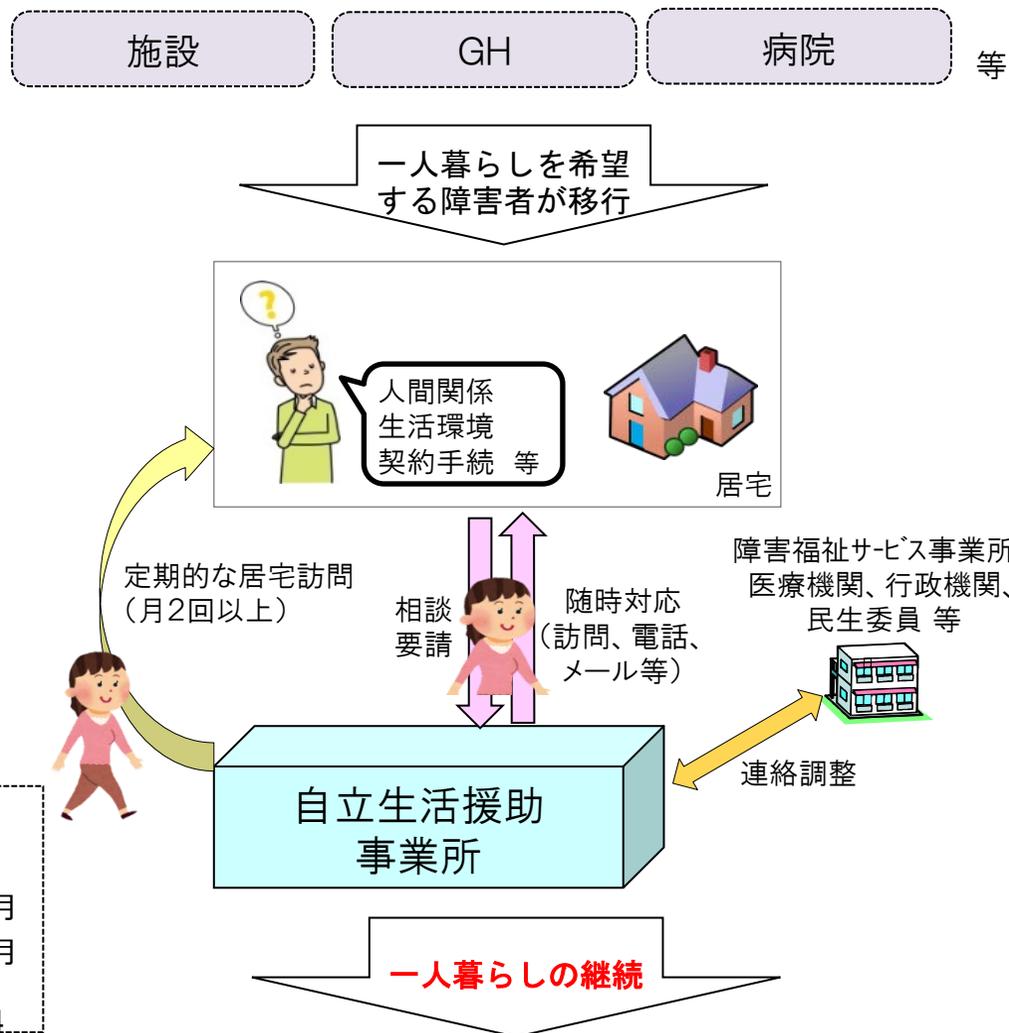
## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

## 基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
  - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



# 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設①

## 人員の基準（案）

- ① 地域生活支援員 1以上（利用者の数が25又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- ② サービス管理責任者 利用者の数が30以下 1以上 等

## 運営の基準（案）

### （1）実施主体

指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、**宿泊型自立訓練又は共同生活援助**の事業を行う者に限る。）、**指定障害者支援施設**又は指定相談支援事業者でなければならない。

### （2）定期的な訪問による支援

**おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問**することにより、当該利用者の心身の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談等必要な援助を行わなければならない。

### （3）随時の通報による支援

利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、利用者から通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握及び必要な措置等を行わなければならない。 等

# 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設②

## 運営規程で定めるべき重要事項（案）

- ※ 就労定着支援の規定を準用する予定
- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- ⑧ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑨ 成年後見制度の活用支援
- ⑩ 苦情解決体制の整備
- ⑪ その他運営に関する重要事項

# 「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

## 対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

## 支援内容

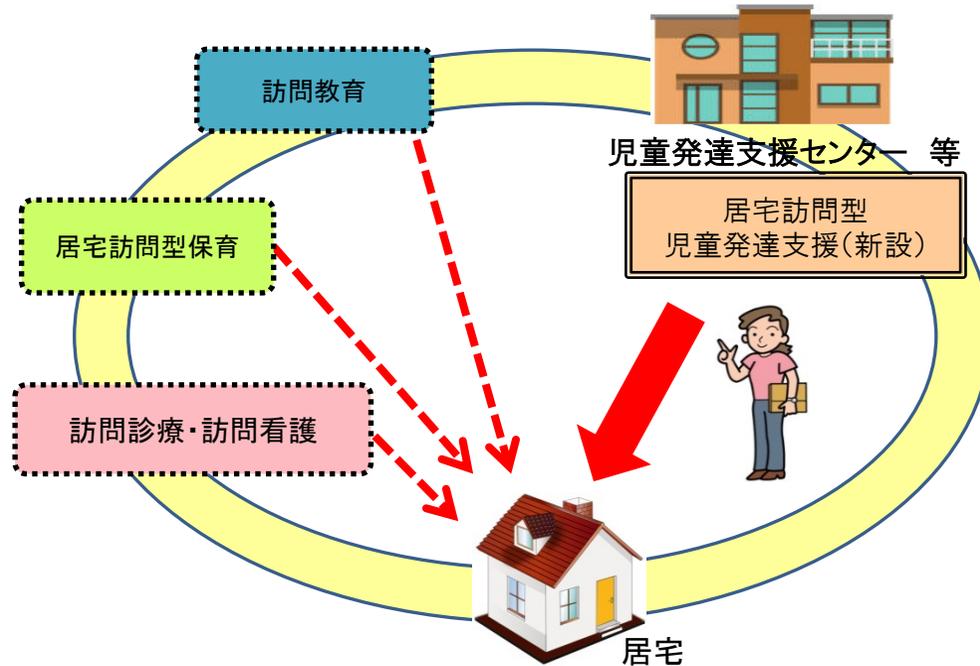
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

### 【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

## 基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

# 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設①

## 人員の基準 (案)

- ① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数  
※訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後  
**又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後**、障害児に対する直接支援の業務に**3年以上**従事した者でなければならない。
- ② 児童発達支援管理責任者 1以上 等

## 対象者等 (案)

### (1) 対象者

A又は**B**かつC

A 重度の障害の状態(法定事項)

**B (a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態  
(=医療的ケア児)**

**(b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある**

C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)

※赤字は政省令事項(案)

### (2) サービス内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施

# 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設②

## 運営規程で定めるべき重要事項（案）

※現在の保育所等訪問支援と同様にする予定

- ① 目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時、事故発生時等における対応方法
- ⑧ 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑩ 苦情解決体制の整備
- ⑪ その他運営に関する重要事項

# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要） （地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け））

平成29年5月26日成立、6月2日公布

## 見直し内容

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

### 現行

サービスを提供する場合、  
それぞれ指定基準を満たす必要がある



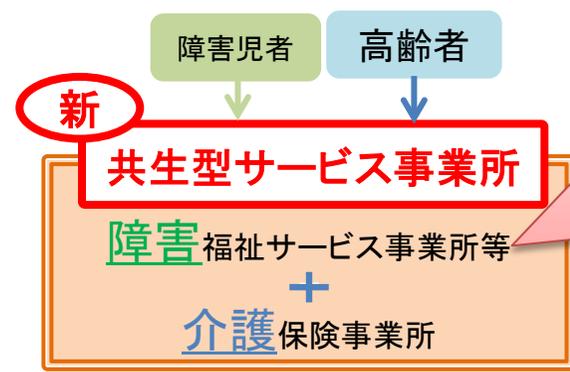
**【課題】**

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

### 改正後



### 新たに共生型サービスを位置付け



障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設ける。  
※逆も同じ

# 共生型サービス

## 現状・課題

### 共生型サービスの対象サービス

○下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

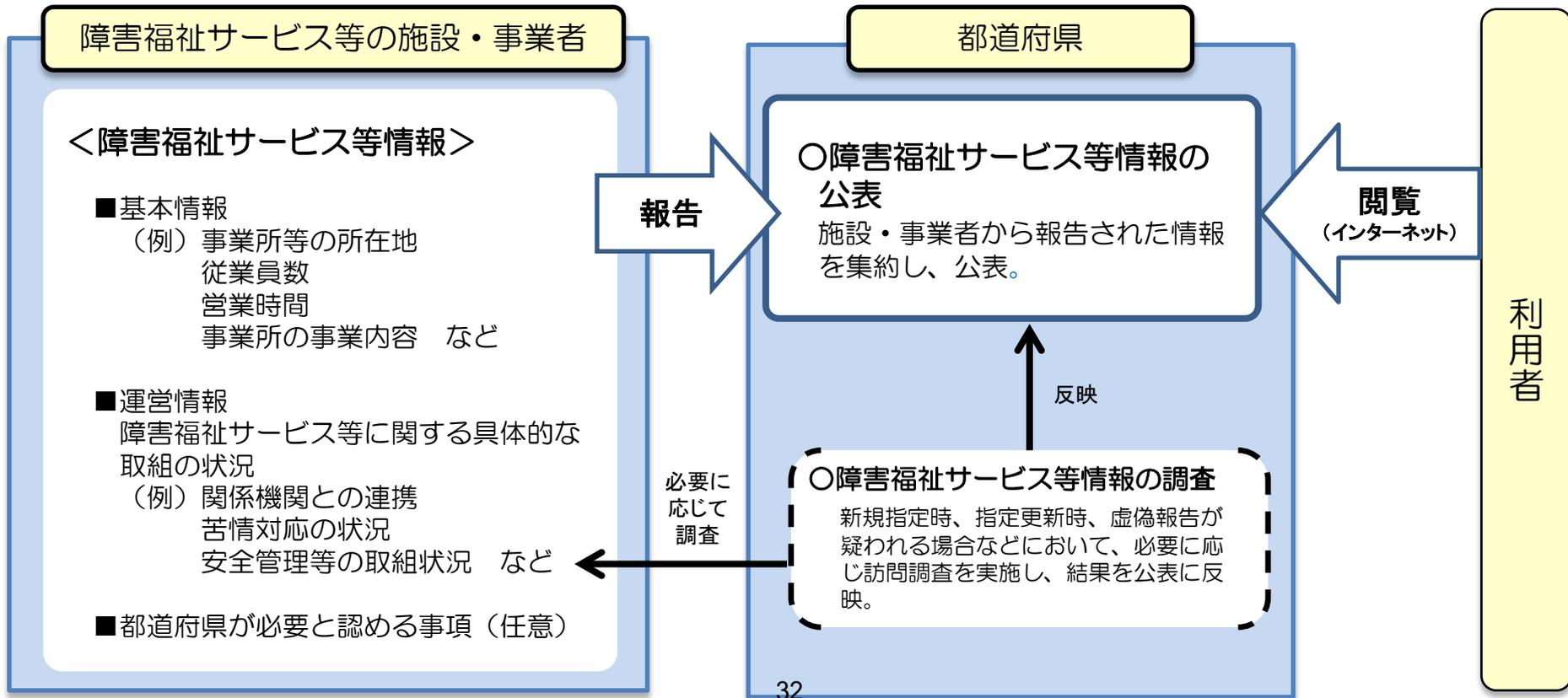
	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	療養通所介護	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) 放課後等デイサービス (同上)
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)		生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
	・通い	→	児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	・泊まり	→	短期入所
・訪問	→	居宅介護 重度訪問介護	

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

# (3)障害福祉サービス等の情報公表制度について

## 1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



## 2. 実施主体

### ○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。

※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

## 3. 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。
- ② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

## 4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。  
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業員数、サービスの内容等の基本的な情報。  
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、平成29年12月11日 社会保障審議会障害者部会(第88回)の資料3を参照。

(厚生労働省HP):

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000187441.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000187441.pdf)

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所等を運営する法人等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等</li> </ul> </li> </ul>
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスを提供する事業所等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスに従事する従業員に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員数、勤務形態、労働時間、経験年数 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスの内容に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等</li> </ul> </li> <li>○ 利用料等に関する事項 など</li> </ul>
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の権利擁護の取組</li> <li>○ サービスの質の確保の取組</li> <li>○ 相談・苦情等への対応</li> <li>○ サービスの評価、改善等の取組</li> <li>○ 外部の者等との連携</li> <li>○ 適切な事業運営・管理の体制</li> <li>○ 安全・衛生管理等の体制</li> <li>○ 情報の管理、個人情報保護等の取組</li> <li>○ その他(従業員の研修の状況等) など</li> </ul>

## 5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

### (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」を立ち上げる予定。
- ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

## 6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

### (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

#### 【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

## 7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行							
	システム改修等				試行運用	システム運用				
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録			受理・確認					
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録			都道府県等へ報告					
障害福祉サービス等情報の公表開始										

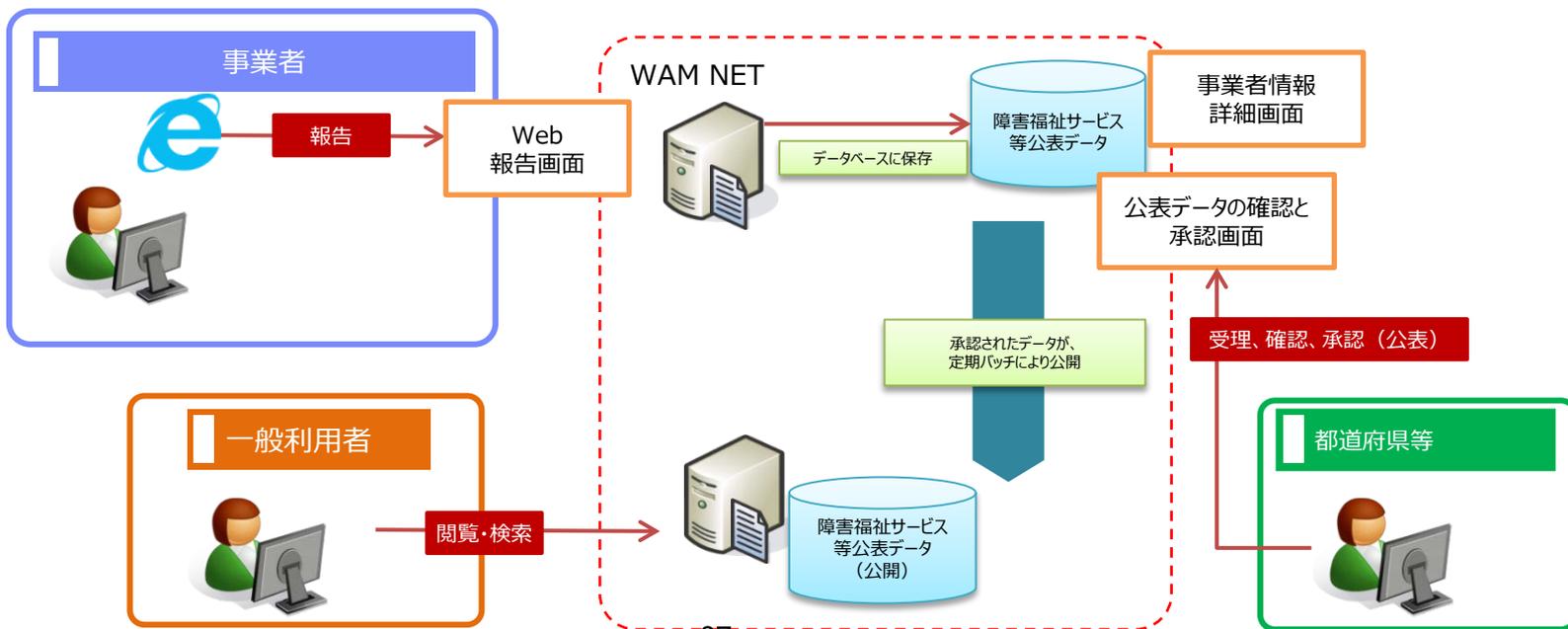
※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

## 【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

### 情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成30年2月5日

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

# 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
  - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）

※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
：	：

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

# 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

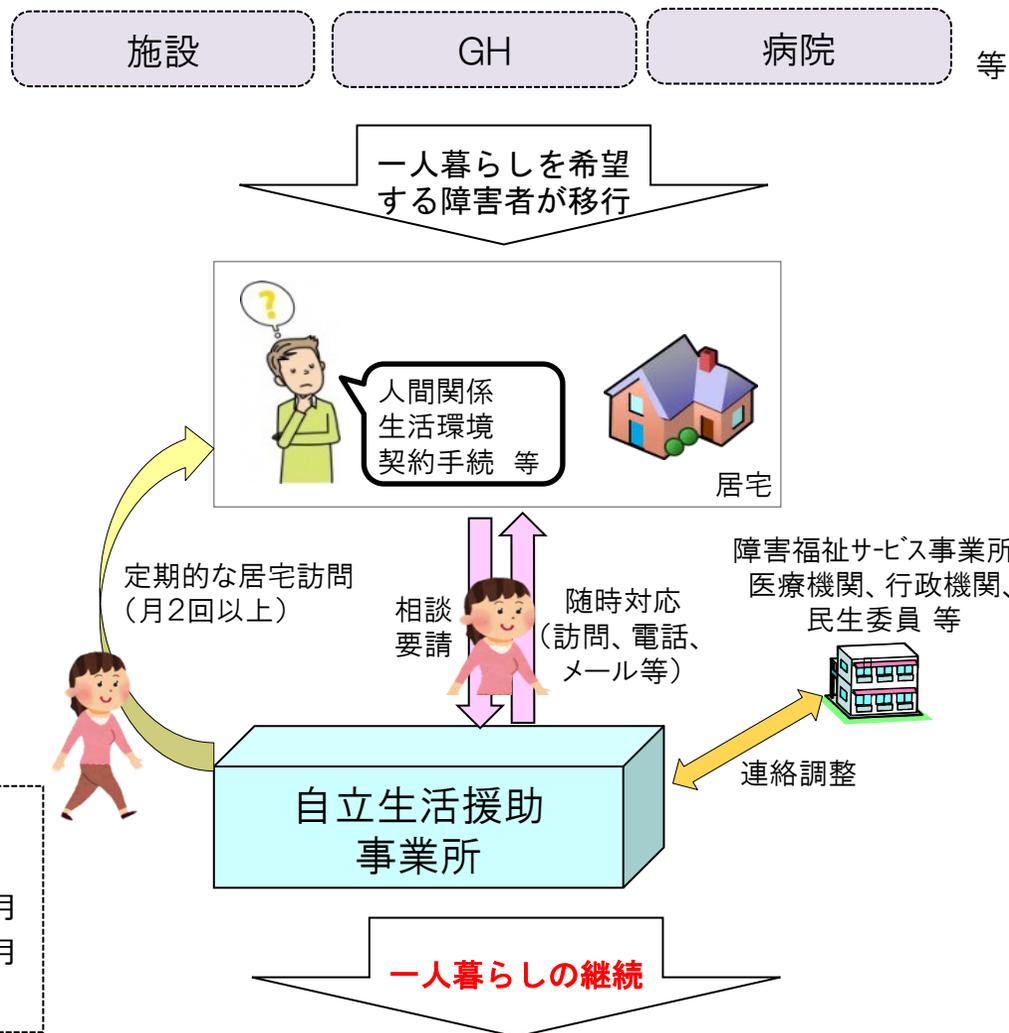
## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

## 基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
  - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



# 地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況      42市町村、11圏域  
平成29年度末までに整備予定      117市町村、43圏域  
(全国：1,718市町村、352 圏域)

## 【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
  - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算      700単位/回（月4回を限度）等

## 【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
  - ・ 緊急短期入所受入加算（I）      120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

## 【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
  - ・ 体験利用支援加算      300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）  
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合      等

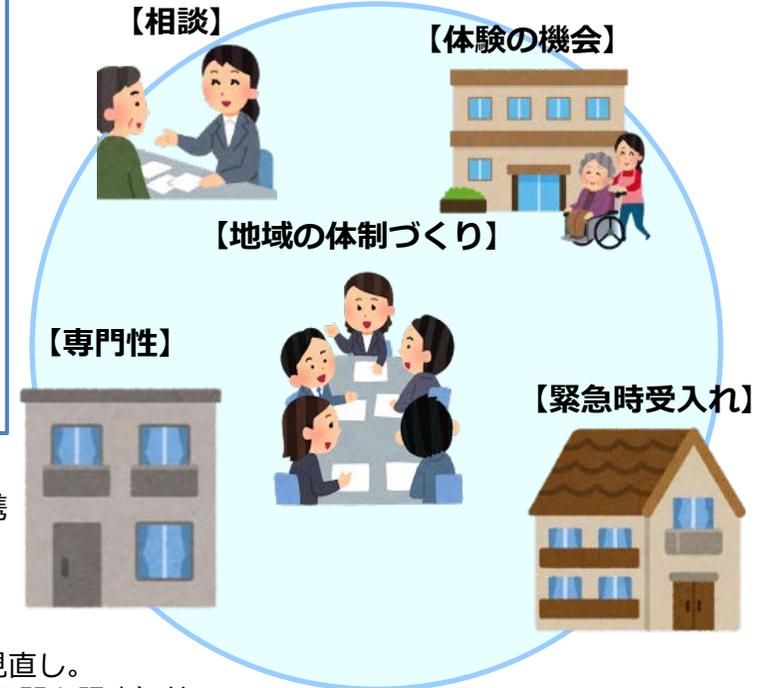
## 【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
  - ・ 重度障害者支援加算      強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置      7単位/日（体制加算） 等

## 【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
  - ・ 地域体制強化共同支援加算      2,000単位/月（月1回限度）      42

## 地域生活支援拠点等



# 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

## ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

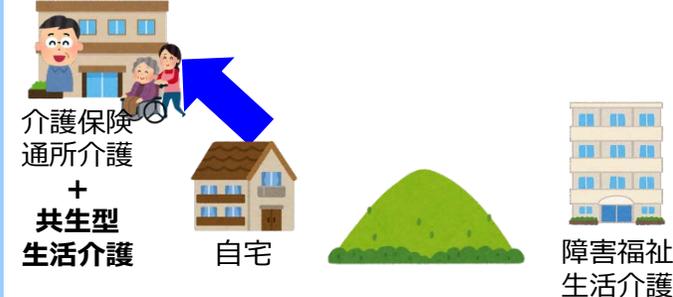
### 見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



### 見直し後

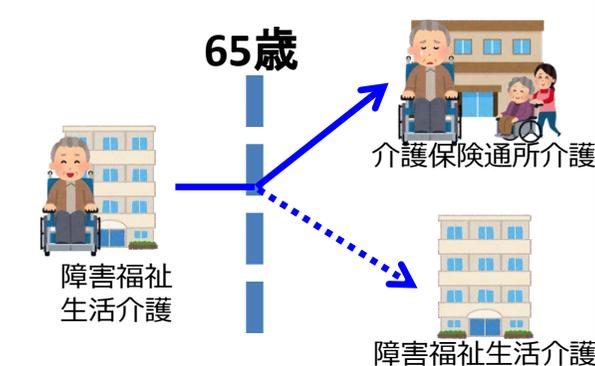
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



## ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

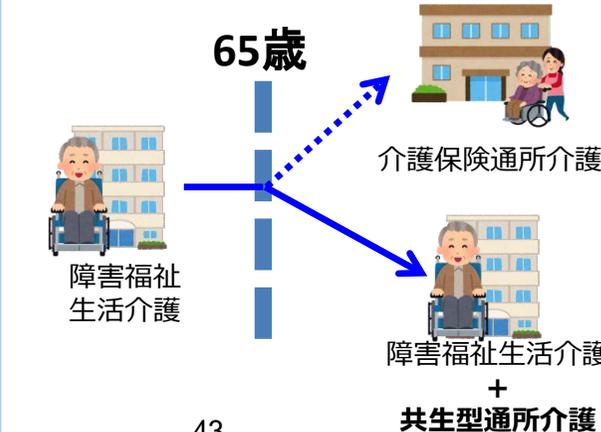
### 見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



### 見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



### 【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

### 【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設）  
58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
  - ① 児童発達支援管理責任者を配置  
103単位
  - ② 保育士又は児童指導員を配置  
78単位  
等

# 医療的ケア児者に対する支援の充実

## 【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



## ➤ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

## ➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

## ➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

## ➤ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

## 【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



## ➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

## 【障害者向けサービス】

- 生活介護



## ➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

## 【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



## ➤ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。

## ➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

# 「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

## 対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

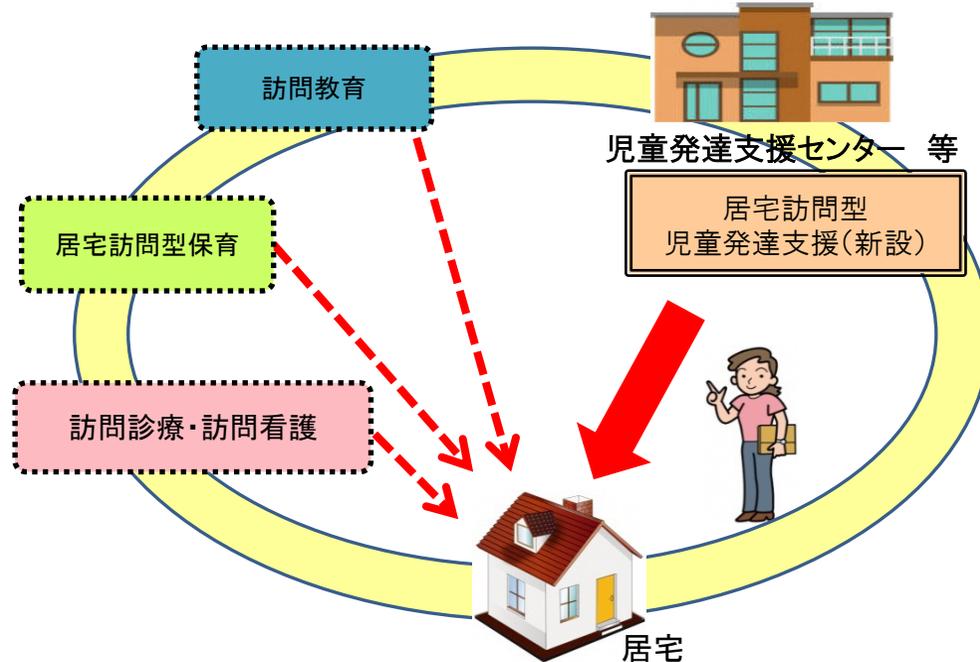
## 支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

### 【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

# 利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

## 1. 基本報酬の見直し

- 現有一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
  - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
  - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



[見直し後の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
  - ・利用定員が10人以下の場合

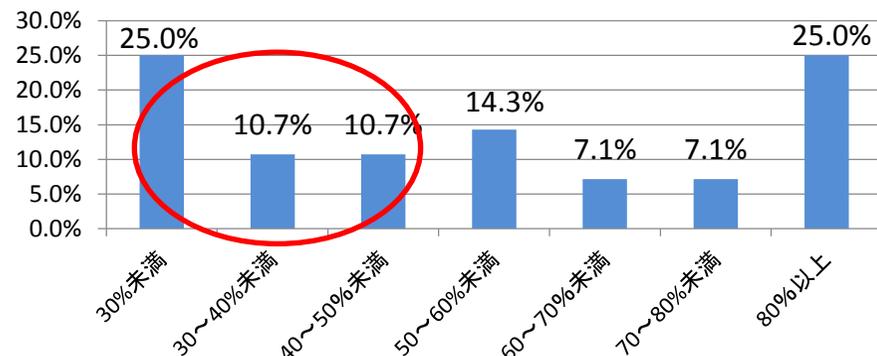
	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

- (2) 休業日に行う場合
  - ・利用定員が10人以下の場合

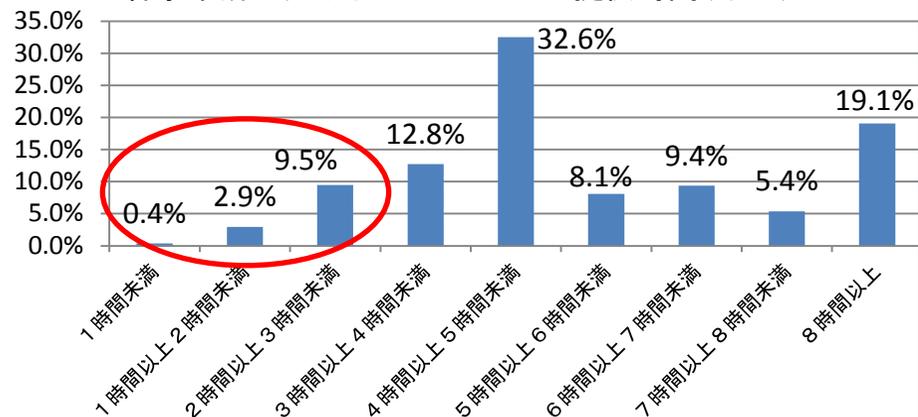
	指標該当	それ以外
区分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間(平日)



## 2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位/日×2名分

1年に1回 → 1月に1回

500単位/回 等

# 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

## グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

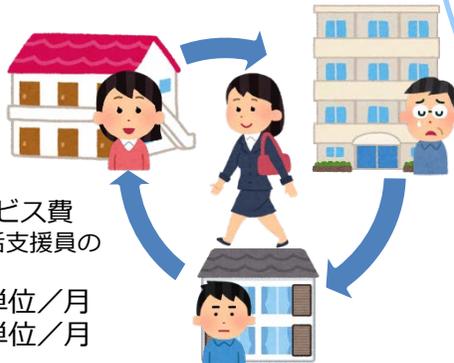


精神障害者地域移行特別加算 300単位/日  
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

## 自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費  
利用者数を地域生活支援員の  
人数で除した数が  
30未満 1,547単位/月  
30以上 1,083単位/月

## 地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

## 医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

## 地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える  
提供体制の構築

【相談】



【体験の機会】



【地域の体制づくり】

日中活動系  
サービス



【専門性】



グループホーム  
障害者支援施設  
基幹相談支援センター

短期入所

相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価。

# 就労継続支援における賃金・工賃の向上

## (1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

### 改定後の新基本報酬

<人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8%  
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

## (2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

### 改定後の新基本報酬

<人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	48 562単位

- 平均収支差率 +12.8%  
(平成28年度決算)

	平均工賃月額
全体	15,033円
中央値	12,238円

# 「就労定着支援」の報酬の設定

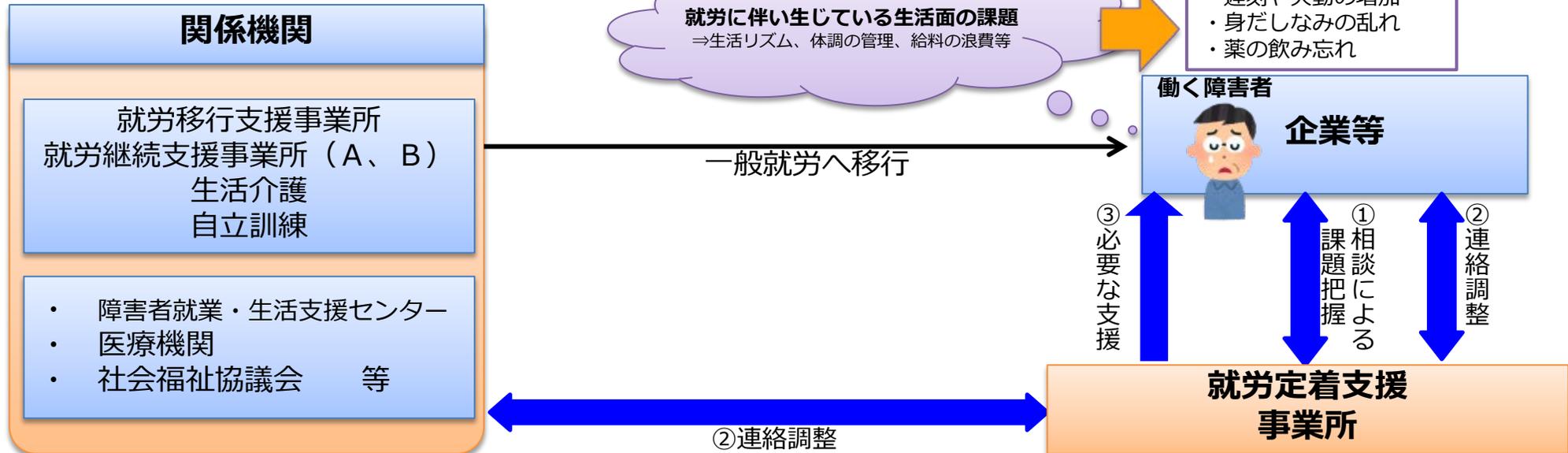
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

## 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

## 支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。  
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



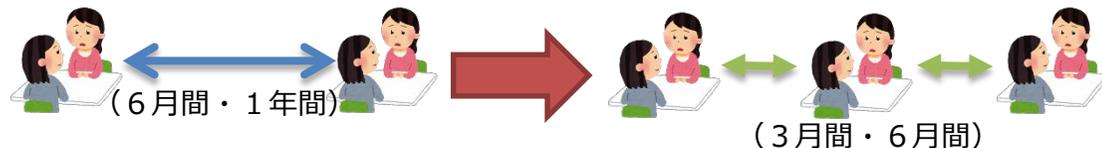
## 基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。  
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※  
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

# 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

## ① モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

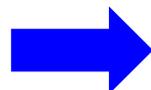
## ② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

## ③ 特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位/月



特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月  
特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月 等

## ④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。  
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

- ・ 初回加算 300単位/月
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月 等



## ⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。



# 送迎加算の見直し

## 1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (Ⅰ)	27単位/回	21単位/回
送迎加算 (Ⅱ)	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下 (15,600円→11,800円 : ▲24.4% (月額民間調査))。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位/回	28単位/回

## 2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



## 3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。